

## [事案 30-203] 手術給付金支払請求

・平成 31 年 4 月 26 日 裁定終了

### <事案の概要>

がんの手術を受け、手術給付金を請求したところ、約款に定める「その他の悪性新生物手術」として給付金が支払われたが、より給付金額の高い「悪性新生物根治手術」に該当するとして、給付金の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

がんに対する手術を受けたので、平成 4 年 4 月に契約した終身保険の手術特約にもとづき、手術給付金を請求したところ、約款上「その他の悪性新生物手術」に該当するとして支払いがなされたが、以下の理由により、「悪性新生物根治手術」に対する給付金との差額の支払いを求める。これが認められないのであれば、説明義務違反による損害賠償として同額の支払いを求める。

(1)担当医師から、本手術は根治目的・根治手術であると説明された。

(2)約款上、「悪性新生物根治手術」についての説明が明示されておらず、保険会社が主張する「悪性新生物組織の完全な除去を目的として行なう観血手術で、原発病巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移の可能性があるリンパ節を郭清する手術」といった表現はない。また、契約時にも「悪性新生物根治手術」についての説明はなかった。

### <保険会社の主張>

マイクロ波凝固法である本手術は「悪性新生物根治手術」ではないため、申立人の請求には応じられない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、主張等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本手術が「悪性新生物根治手術」に該当するとは認められず、保険会社側に説明義務違反があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。